



Title	法人税免除と経済発展
Author(s)	小林, 威
Citation	研究年報, (7), pp.61-69; 1966
Issue Date	1966-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/26304">http://hdl.handle.net/10069/26304</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-09-20T18:36:01Z

# 法人税免除と経済発展

小林 威

## は し が き

後進国が急速に経済成長を達成するために、所得税、特に法人税の免除または軽減阻置が有効だとされている。民間資本が僅少であり、何よりも先ず資本の育成と、投資が緊急に必要とされる後進国にあっては、課税による資本の優遇措置が相当大きな比重をもって考慮されがちである。しかしながら、果して法人税の減免措置が経済成長に多大の効果をもたらすかといえは、幾つかの疑問点が散見されよう。Kenneth M. Kauffman の *Income Tax Exemption and Economic Development* は、この問題を追求した興味深い論稿である。この論文は『ナショナル・タックス・ジャーナル』誌1960年6月号および9月号に掲載され、その後、J・ヘラーとの共著 *Heller and Kauffman, Tax Incentives for Industry in Less Developed Countries, Cambridge Mass., 1963.*の第4章に収録されている。

コフマンは投資による所得の流れの現在価値が、免税のためにどの程度増加するかという点に注目して、経済効果を測定する。つぎに、この経済効果を攪乱する諸要因を考察して、減免の経済価値は、一般に考えられている程強いものでないことを結論する。単に抽象的に法人税免除が経済に与える刺激を説くのではなく、後進国の現実と照らし合せて、この問題に接近しているところにコフマンの論文の特性がある。この説を紹介する主目的は、ここにある。

## I 発展戦略としての課税免除

後進国開発の戦略として課税免除がしばしば有効とされるが、その意味を調べるために、後進国の概観を試みてみよう。後進国の経済的特質として、次の諸点があげられるであろう。すなわち、一人当たり所得額が低いこと、粗国民生産物のうちで投資が占める比率が小さいこと、所得分配の格差が極めて大きいこと、農業雇傭が支配的であること等、これである。財政的特徴としては、収入の大部分を間接税収入に仰いでいるが、漸次直接税収入の比重が増大しつつある。国民所得のうちで財政収入が占める比率は、先進国のそれよりも低く、この比率は急速に増大する兆しがみられない。これに対して経費の方は増加傾向が著しく、そのためにインフレーションの赤字に悩まされている。

後進国の政策目標は、先ず第一に経済成長であるが、完全雇傭達成、価格安定、資源の最適配分、所得分配の是正、国際収支の改善等々、種々の経済的諸目標が要求される。無

論、これ以外に政情の安定といった政治目標も重要であるが、それらの点を除外して経済の場に限定して論を進める。上にあげた経済的諸目標を達成するために、どの程度まで法人税免除が有効であるかということが、本稿の主題目となる。

後進国では経済発展計画を樹立して、着々計画を実行している国が多いが、政府が開発の主導権を握る傾向がある。既に指摘したように財政収入が十分ではないので、勢い政府部門が担当する資金調達の方法として、対外借款や赤字公債の発行に依存することとなる。乏しい財政収入の一部と、外国からの援助資金等をもとにして、政府投資がなされるために、租税免除は計画全般の中で、必然的に限定されてしまう。免税額が大きければ民間投資量が增大するであろうが、政府投資はそれだけ減少せざるを得ない。ここに後進国が減免税により直面するダイレンマが存在する。

殆どすべての後進国にとって、経済成長を促進するために外資の演ずる役割は大きい。発展計画を樹立している諸国では、明らかに外資の必要を認めている。たとえば、パキスタンの計画では、政府部門で調達する資金の約5割を外国援助および対外借款に仰いでいる。これに対して民間部門での外国投資は、同国の場合、計画された民間投資の1割程度が計上されているに過ぎない。

興味ある問題は、免税法が外国の民間資本を誘致する努力をしているか、否かということである。概して後進国では国内資本を優遇して、外国の民間資本進出に制限を設けることが多い。たとえば、グアテマラでは国内資本との合弁に限り免税を認め、サルヴァドールでは半額を国内資源でまかなうこと、イラクでは55パーセントは国内資本であることを免税企業の条件としている。かような制限条項を設けていることは、すべての後進国が、外国民間資本を敵対視しているためだと結論するのは尚早である。一応公平な線として、後進国では外資に対して両面価値を認めているといえよう。すなわち、新資本、技術、経営才能の点では外国の民間援助を切望するが、外資に支配されることへの昔ながらの恐怖が残っている。

工業化の必要が痛感される後進国では、工業部門への免税が主となるが、経済刺戟を有効に働かせるためには、他の保護政策が併せて用いられる。国内産業を被護するために高率関税や輸入制限を設け、その他多くの便益が与えられる。特に経済発展計画を樹立していない諸国では、発展戦略の重大要因として企業免税をとりあげる。自給自足を確立して、余り国際収支に左右されない経済へ転換するために、工業へ投資可能な資本を育成せんと希望をもってである。政策立案者は、大規模に輸入代替品を製造し、原材料および中間生産物の国内市場を創造するための自国民による投資財産の所有および運営を望んでいる。

## II 投資刺戟としての免税効果

法人税の免除が投資にどれだけ刺戟を与えるかを吟味するために、コフマンは所得の流れの現在価値の変化を問題とした。法人税が一定期間にわたって免除されると、企業の実

質的収益力が增大することによって、投資の現在価値が増大する。たとえば、法人税率が5割、市場の利子率が5分だと仮定しよう。この場合、毎年1,000ドルの所得の流れを提供する投資の現在価値は10,000ドルである。いま、法人税が5年間免除されると、現在価値は12,164ドルとなり、21.6パーセント増加する。この計算を一般的な形で示すと以下のようになる。

現在価値の増加率Vは

$$V = \frac{V_1 - V_0}{V_0} \text{ で表わされる。}$$

$V_1$  は免税が認められた場合の所得の流れの現在価値を示し、 $V_0$  は免税されない場合の現在価値を表わす。

Vを決定するために、以下のパラミターを必要とする。1. 法人税率W, 2. 将来の所得の割引率r, 3. 免税期間a, 4. 予想収益の継続期間である投資ホライズンb, 5. 免税期間の税率Z。

当初の法人税率の意義を明らかにするために、特殊な事例を想定する。投資ホライズンと同じ期間が全額免税されたとしよう。Vの増加率は、完全に税率Wに依存し、

$$V = \frac{W}{1-W} \text{ で表わされる。}^{(1)}$$

第 1 表

免税による所得の流れの現在価値増加率

W …… 税率, V …… 現在価値

W	10	20	30	40	50	60	70	80	90
V	11.1	25	42.9	66.7	100	150	233	400	900

第1表は異なる法人税率Wが免税となることによるVの増加率を示したものである。この表から知られるように、投資の現在価値は当初の法人税率よりも高い速度で増加する。Wが2割ならばVの増加率は50パーセントにすぎないが、Wが5割ならばVの増加率は150パーセントとなるように、税率が高ければ高いほど、免税効果が大きくなる。それゆえ、高率の法人課税が行なわれれば、投資が強く抑制されるといえるであろう。後進国の法人

(1) 本式は次のように導き出される。Aを一定の年収益とすれば

$$V_0 = A (1-W) \int_0^a e^{-rt} dt,$$

$$V_1 = A (1-Z) \int_0^a e^{-rt} dt + A (1-W) \int_a^b e^{-rt} dt \text{ となる。}$$

$$\therefore V = \frac{(W-Z)}{(1-W)} \frac{(1-e^{-ra})}{(1-e^{-rb})}$$

rが限りなく0に近付く時、仮定によりa=b, z=0であるから

$$V = \frac{W}{1-W}$$

税率は概してアメリカ合衆国、イギリス等の先進国と比較すると小さく、4割程度である。後進国の中でも東南アジア諸国の法人税率は5割を超えるものも見受けられるが、税率の高い国では低税率の国よりも多くの特典が認められる。しかし免税は期間を限定されるから、第1表の数字は、投資家が受ける利益を過大評価している。

もっと現実的な評価を行なうためには、免税期間が投資ホライズンに等しい場合と、然らざる場合を調べなければならない。第1表は、免税期間と投資ホライズンが等しい場合であり、収益が無期限に流入し免税も無期限に続くことを前提している。無論、収益の流れが10年というように限定されれば、免税期間も10年になるが、投資ホライズンと免税期間が等しくなることを想定する理由はない。多くの国では免税期間が5年程度である。これに対して、一般に投資ホライズンは無限だと考えられる。

## 第 2 表

免税期間および割引率の組合せによる所得の流れの現在価値増加率

a …… 免税期間, r …… 割引率

第2 A表 法人税率5割

第2 B表 法人税率2割5分

a	r						
	.03	.05	.08	.10	.15	.25	.35
2	6	10	15	18	26	39	50
5	14	22	33	39	53	71	83
7	19	30	43	50	65	83	91
10	26	39	55	63	78	92	97
15	36	53	70	78	89	98	99.5

a	r						
	.03	.05	.08	.10	.15	.25	.35
2	2	3	5	6	9	13	17
5	5	7	11	13	18	24	28
7	6	10	14	17	22	28	30
10	9	13	18	21	26	31	32
15	12	18	23	26	30	33	33.2

第2表は、投資ホライズンを無限だと仮定して、種々の免税期間と割引率との組合せにおいて、免税による現在価値の増加率Vを示したものである。第2 A表は法人税率を5割、第2 B表は同2割5分の場合である。第2 A表から次のことが明らかになる。すなわち、5割の税率の法人税を7年間免除すれば、所得割引率10パーセントの場合に、Vを50パーセント増加する。これに対して免税期間が無限であれば、第1表に見るようにVが100パーセント増加するから、7年という期限は、刺戟を半減する。

第2表に示されている中心的なことは次のようである。高い割引率と比較的長期に亘る免税との組合せは、投資ホライズンと免税期間が同一であると仮定した場合に近い結果をもたらすが、短期間の免税と低い割引率との組合せは、Vの価値を第1表よりも遙かに小さくする。

実際には免税期間は既知であるが、妥当な割引率は余り明確でない。一応の基準として市中銀行の貸出金利が考えられるが、個人投資家の中には、不確実性を見越して、より高い割引率を用いる者もあるであろう。第2表から判るように、高い割引率の適用は、投資刺戟としての免税価値をかなり高める。高い割引率は、初期の免税期間の収益を相当に高く評価して、後の課税される年の収益を無視し得る額に減じるからである。

第 3 表

免税期間および有限投資ホライズンの組合せによる所得の流れの現在価値増加率

a …… 免税期間, b …… 投資ホライズン

第3 A表 割引率 r = 5分

b	a					
	2	3	5	7	10	15
3	68	100	100	100	100	100
5	43	64	100	100	100	100
10	24	36	56	77	100	100
20	15	22	35	48	62	84
25	13	20	31	42	55	75
50	10	15	24	33	42	58

第3 B表 割引率 r = 1割

b	a					
	2	3	5	7	10	15
3	69	100	100	100	100	100
5	46	67	100	100	100	100
10	29	41	62	79	100	100
20	21	30	45	58	73	91
25	20	28	42	54	69	85
50	18	21	39	50	63	79

第3表は、投資ホライズンおよび免税期間を有期限として種々の組合せを作り、割引率をそれぞれ5分、1割とした場合の投資現在価値Vの増加率を示したものである。なお、法人税率を5割として計算してある。第3表から次のことがいえるであろう。すなわち、投資ホライズンbが所与であるならば、免税期間aが長期であればあるほど免税価値が増大する。逆に、免税期間が所与であれば、投資ホライズンが長期化するに従って、免税価値が減少する。第3 A表と第3 B表を比較すると、免税価値自体は、割引率が高くなれば増大することが判る。一般に、割引率が高くて免税期間と投資ホライズンとが長期であれば、割引率が低くて免税期間が長い場合よりも、Vの価値が増大するが、割引率の格差は、免税期間と投資ホライズンとが短期の場合には、余り大きく作用しない。第3表から判明する重要な点は、次のようである。遠い将来の収益に附随する危険を織りこむために投資ホライズンを作為的に短縮すれば、免税価値が増大する。

以上は免税期間に、法人税が完全に免除されることを前提として分析を進めてきた。しかしながら現実として、多くの後進国では長期にわたる法人税の全額免除を採用しているわけではない。たとえば、メキシコでは法人税の4割を免除したり、仏領アフリカでは、2-3年が全額免除で後の2年は半額免除している。かような制限は、免税による救済効果を弱めている。

投資の現在価値増加率を評価した数式自体にも若干の問題がある。それは、計算に使用

したパラミターが変動することである。先に、将来の税率は当初税率 $W$ に等しいとしたが、これと異なる実状が多い。政策的に税率を変更しない国も幾つかあるが、<sup>(2)</sup>これらは寧ろ例外である。普通、多くの後進国では将来の税率が不確定であり、税制改正がしばしば行なわれる。従って、免税による投資刺戟の効果を評価する際にかかなりの影響を与える。

### Ⅲ 免税効果の攪乱要因

前節では法人税の減免措置による経済効果を、抽象的に数式を用いて検討した。しかし現実の場においては種々の複雑な要因が重なり合っており、経済価値を高めるものもあれば、それを低下させるものもある。本節では最初に鈍化作用について、次に強化作用について、最後に転嫁を考慮した局面等について吟味する。

#### 鈍化作用

前節の数式では、法人税の減免に対して費用が不要であることを前提としていた。パキスタンやインドのように免税が自動的に適用される国もあるが、多くの国々では減免措置の適用に際しては、かなりの時間、労力、費用を必要とする複雑な手続きが要求される。たとえばメキシコでは、必要書類が整備してから90日以内に減免が認められるが、実際には関係官庁が更に多くの資料提供を求めて遅延し、申請後1—2年を経て許可される場合が屢々ある。メキシコは申請から実施までの期間が相当に長期の例であり、プエルト・リコではこれが7—9カ月、ガーナでは9—12カ月というように1年以内が多い。減免実施の遅延は、申請の却下と相俟って、投資家に対する免税価値をかなり低下させる。更に後進国では税法の適用に際して複雑な手続きが必要とされるので、種々の委員会や公聴会に出席する煩雑さや弁護士を雇う費用等も鈍化作用の一要因となる。

減免措置が認可されても、多くの制限が附加されているために、減免による経済刺戟が鈍化される。既に第I節で指摘したように、後進国では政策目標として種々の項目を掲げている。かような政策の中には個人投資家の利害に抵触するものがある。減免を認められた企業は、国内で生産される原材料の使用を一定比率まで強制されたり、現地人の採用を強制されるのはこの例である。企業としては可能な限り譲歩するであろうが、以上のような制限を課せられるために、最適操業を営むことが犠牲とされる事態も生じる。国の政策により最適経営が維持できない場合には、その損失が減免利益を低下させる。

現在、減価償却が企業にとって重要な問題となっている。法人利益を実質的に増加させるために、加速度償却の使用を企業側は切望する。勿論、どの償却法を使用するかは課税目的としての法人所得額を決定するのに最も重大であり、耐用期間が早期のうちに償却をすることは、課税標準を相当減少させる。しかしながら、加速度償却と法人税減免措置の組合せは、投資家にとって有利に作用しない。

(2) 仏領アフリカでは新規企業の保護策として25年間税率を変更しないが、ギリシヤではこれが10年間に短縮されている。

明らかに企業にとっては、免税期間には減速度償却が有利であり、法人税の減免期間が経過した後に償却を行えば、最善の結果が得られる。実際には、減価償却と免税の組合せは種々異なる。たとえばガーナでは、免税期間に償却が要求されないで、資産が維持されていれば免税満期後に償却が行なわれる。これに反してイズラエルでは、償却猶予の条項がないために、投資家は免税利益と減価償却利益の何れかを選択しなければならない。概して加速度減価償却は、免税による経済刺激を弱める作用を有する。

### 強化作用

以上のように法人税の減免措置は、種々の制限条項により、その経済価値が低下させられるが、制度の中には経済価値を強化する要因も存在する。法人税免除は他の課税免除と併用して実施される場合が多い。殆どすべての後進国では、法人税免除と共に、原材料および設備の輸入関税を減免している。またプエルト・リコの如きは、固定資産税をも軽減している。かかる減免措置が法人税免除に附加されれば、経済刺激は、かなり強化されるであろう。

免税企業には種々の特典が与えられている点も看過できない。特に重要産業の指定を受けている場合には、国の政策として多くの特典が賦与される。フィリピンでは免税企業が特に有利な立場におかれている。同国ではこの種の企業には、優先的に外貨が割当てられ、高関税による保護を受け、競合品は輸入を認めない等の手厚い保護の壁が設けられている。プエルト・リコでは、免税企業は工場建設に際して有利な条件で敷地を入手できたり、技術援助や資金調達援助が確保され、工場要員を雇う際にも優先的に取扱われる。

かような政策的保護が法人税の減免による経済価値を強化することは、けだし当然であろう。

### 転嫁

法人税の転嫁に関しては、未だに十分なる解明がなされていないが、転嫁するか否かということとは免税の価値を決定するに当り、重要な役割を占める。転嫁されなければ、免税の利益が完全に企業に生じる。その理由は次のようである。法人税が転嫁しないことは、価格、原価、産出に影響を与えないことを意味しており、企業の粗利潤は課税の存否にかかわらず変化しない。前節の数式による吟味では非転嫁を前提としていた。

他方法人税が転嫁すると仮定すれば、減免は価格低下を招来するであろう。無論、転嫁するか否かは、市場構造、需要状況、商慣習等に依存するので、安易に結論が引き出されない。一応転嫁を仮定して考えると、前節の数式に示された免税価値を変化させよう。しかしこの変化は、減免による利益を低下する方向に動く必要はない。その理由は、需要が弾力的であれば、価格引下げは粗収入を増加し、より大きな利潤をもたらすだろうからである。何れにせよ、転嫁による効果は、一般的に決定し得ない。

### 利潤に無関係な投資

利潤目的以外の動機による投資も多くなされる。たとえば、従業員の福利増進、企業の



信望獲得、市場確保等のための投資等がこれである。かような投資面を考慮にいれば、免税による経済刺激はその効果が誇張されていることを知る。

免税による心理的効果も重要な側面である。免税を受けられる可能性が誘因となって、投資の増加を招来させることもあろう。特に高率な法人税を課している外国から投資々金の流入が期待できよう。この意味で減免措置は「心理的撃鉄装置」(Milton C. Taylor, *Industrial Tax-Exemption in Puerto Rico*, Madison, 1957, pp. 143-144.) として作用するといえよう。

#### IV む す び

産業資本に不足している後進国では、法人税減免による経済刺激が、発展政策としてかなり有効であると一般に考えられよう。コフマンは、この効果を吟味するに当って免税によって投資の現在価値が如何ように変化するかを問題とした。抽象的にモデルを構成して考えれば、確かに免税による経済効果は相当に大きいといえよう。しかしこのモデルに種々の現実的な要因を附加していくと、この効果は最初に考えられるほど大きなものではないことが判る。

次に、数式を構成するパラミター以外の諸要因が、免税による経済刺激に影響を及ぼしている点も十分に考慮されなければならない。その多くは制度的なものであるが、後進国の政策の中には投資家の利益に反するものもある。他方、政策的に免税企業の如き重要産業を特に優遇する面もみられ、経済効果の測定は単なるモデル分析では不十分なことが指摘される。

ここで注意しておきたいのは、次のことである。経済発展を指向する政策としては、基幹産業や輸出産業の如き重要産業への保護が効果的であろうが、かような政策が積極的に推進されると他の産業との格差が大きくなることである。そこに政治的動機の入りが余りが生じてくる。一般に後進国では民間資本が不足しており、経済発展を政府部門でイニシヤティブをとる場合が多い。社会資本の造出は、後進国に限らず政府投資の重要な課題である。十分な財政収入が得られない一方では、経費支出の不断增加が必要とされる後進国にとって、法人税の減免は、それだけ財政収入を減少させる。免税は民間投資に刺激を与えるであろうが、一国全体の投資という観点からは、どの程度効果的かということも、勘案されねばなるまい。

最後にコフマンによる結論の要旨を紹介しておこう。

法人税の免除は、国内及び海外の投資家に刺激を与えるであろうが、その程度は最初考えられるほど強いものではない。投資家の利益は、財務能力の強化および免税部門における企業遂行への刺激増大となって現われる。投資を企画する財務能力は、輸入税や固定資産税等の免除によって極度に改善されよう。しかしながら、なお一層の拡張を企図する能

力は、法人税の救済では初期効果ほど大きな役割を演じない。他方、予想利潤が好転することにより投資刺戟は増大するが、拡大した機能にも免税を認めない限り、更に拡張しようという刺戟は殆どない。

財務能力への効果は、操業資本に欠乏している国内投資家にとっては非常に重要であるが、自国で手ごろな条件で資金調達のできる海外よりの投資家にとっては、それほど重要ではなからう。

投資刺戟への効果は、将来の収益力の増加となって現われるために、利潤性を強調するすべての投資家にとって重要であらう。免税企業への投資が他産業への投資よりも有利となる点まで十分に収益力が向上するならば、刺戟効果は国内投資家に非常に重大となる。これに対して海外投資家には、他国で得られる収益率以上に収益が向上すれば、刺戟効果が意義あるものとなる。また、利潤獲得以外の目的をもってなされる投資が多い点も注意する必要がある。